

一般競争入札に係る入札参加資格要件のガイドライン

入札参加資格要件について、各要件の設定基準は下記のとおりとする。

記

物品購入契約及び植生管理（樹木管理・草刈等）に係る業務委託契約

1. 所在地

市内に本店を有する者で当該契約の履行が可能であると判断される場合は、本店の所在地を原則として市内に限定する。ただし、市内に本店を有する者が、別表1に定める業者数に満たない場合は、加えて下記の者を対象とすることができるものとする。（追加は①、②の順番で行う。）

- ① 市内に契約の代理人としている営業所を有する者
- ② 市外に本店を有する者

工事請負契約

1. 経審点数・建設業許可区分

予定価格に応じた経審の総合評定値の範囲及び建設業の許可区分については、下記のとおりとする。

なお、予定価格、工事内容、業者数等を勘案し、経審点数の指定範囲を100点まで増減することができる。

○道路舗装工事、造園

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 2億円未満	450点以上 1150点未満	特定
2億円以上	1150点以上	特定

○一般土木工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 7億円未満	650点以上 1150点未満	特定
7億円以上	1150点以上	特定

○下水道施設工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 6億円未満	700点以上 1150点未満	特定
6億円以上	1150点以上	特定

○建築工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 10億円未満	650点以上 1150点未満	特定
10億円以上	1150点以上	特定

○電気工事、給排水衛生工事、空調工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 4億円未満	550点以上 1150点未満	特定
4億円以上	1150点以上	特定

○水道施設工事

予定価格の範囲	総合評定値の範囲	建設業の許可区分
1000万円超 7000万円未満	450点以上 1150点未満	問わず
7000万円以上 4億円未満	600点以上 1150点未満	特定
4億円以上	1150点以上	特定

※ 経審の総合評定値は、入札参加資格申請（継続申請を含む。）を行った際の審査基準日における総合評定値を適用する。

※ 道路舗装工事等、申請業種に対応する経審の種類が複数ある業種については、そのうち最も高い評定値を適用する。

※ 建設業の許可区分について、申請業種に対応する建設業許可の種類が複数ある業種については、適用する許可区分はいずれの業種のものでもよい扱いとする。

2. 工事实績の金額及び対象年数

(1) 市内に本店を有する者

予定価格のおおむね3分の1とする。この場合の工事实績は過去10年度内とする。

(2) (1)以外の者

おおむね予定価格とする。この場合の工事实績は過去5年度内とする。

3. 所在地

市内に本店を有する者で施工可能な工事については、本店の所在地を原則として市内に限定する。ただし、市内に本店を有する者で工事实績等の資格要件を満たす者の数が、別表2に定める業者数に満たない場合は、加えて下記の者を対象とすることができるものとする。（追加は①、②の順番で行う。）

① 1の表における同一区分の市内に契約の代理人としている営業所を有する者

② 1の表における上位区分の市外に本店を有する者

4. 下水道接続工事

町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けている業者とする。

5. 次の場合は、1 から 4 の参加資格要件を変更することができるものとする。

- (1) 特殊工法などの専門的技術を必要とする工事
- (2) 現場管理及び施工条件が特に困難である工事
- (3) その他変更が必要と認める場合

別表 1

	予定価格	業者数
物品購入契約	500万円超	5者以上
植生管理（樹木管理・草刈等）に係る 業務委託契約	50万円超1,000万円以下	5者以上
	1,000万円超	7者以上

別表 2

	予定価格	業者数
工事請負契約	1,000万円超2億円未満	6者以上
	2億円以上	7者以上